

**鳥取県告示第732号**

平成21年鳥取県告示第720号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成21年12月8日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成21年12月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
ア及びイ 略				ア及びイ 略			
ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室				ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室			
区 分			利用料	区 分			利用料
施設	設 備 名	設置数		施設	設 備 名	設置数	
略				略			
その他	略			その他	略		
	DVDレコーダ	<u>2</u>	1台1回につき 1,010円		DVDレコーダ	<u>1</u>	1台1回につき 1,010円
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			

**附 則**

この告示は、平成21年12月8日から施行する。